

食育の推進に関する

政策評価書

(要 旨)

平成27年10月

総 務 省

目 次

第1 評価の対象とした政策等	1
1 評価の対象とした政策	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3 評価の観点	1
4 政策効果の把握の手法	1
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	2
6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	3
第2 政策の概要	4
1 食育基本法及び関連施策	4
(1) 食育基本法制定以前の取組	4
(2) 食育基本法の制定	5
(3) 食育の推進体制	6
(4) 第1次食育推進基本計画	6
(5) 食育基本法制定後に講じられた食育の推進に関する主な制度	9
2 第2次食育推進基本計画	12
(1) 第2次食育推進基本計画	12
(2) 食育に関連する事務事業	17
3 食育に関連する予算の推移	19
第3 政策効果の把握の結果	21
1 目標の達成状況についての評価	21
(1) 第2次基本計画の目標の達成状況についての評価	21
(2) 目標の設定に関する考察	21
2 当省のアンケート調査の結果	22
3 食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況	23
(1) 学校における食に関する指導等の状況	23
(2) 健全な食生活実現のための取組の状況	28
(3) 農林漁業体験促進のための取組の状況	30
(4) 食の安全に関する取組の状況	31
第4 評価の結果及び意見	33
1 評価の結果	33
2 意見	44

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価において対象とした政策は、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に基づき作成されている「食育推進基本計画」により取り組まれている食育の推進に関する政策である。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（法務・外務・文部科学等担当）
平成25年12月から27年10月まで

3 評価の観点

本政策評価は、「食育推進基本計画」により取り組まれている食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

(1) 既存の統計資料等の活用

既存の統計資料等から食育に関連するデータを把握し、目標の達成状況の評価や相関分析による施策の効果把握・分析した。

(2) 実地調査の実施

関係府省、地方公共団体、教育委員会、小学校、保育所、学校給食会等を対象に、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の策定状況、学校における食に関する指導等の状況、健全な食生活実現のための取組の状況、農林漁業体験促進のための取組の状況、食の安全に関する取組の状況等について実地調査を行い、事務事業の実施状況や効果等を把握した。

(3) アンケート調査の実施

国民の食生活の状況、食育に関する意識等及び小学校における食に関する指導の効果等を把握するため、全国の20歳以上の国民、小学校並びにその小学校に通学する児童及び保護者を対象にアンケート調査を実施した。

調査対象	調査方法	対象者数	回収数	回収率
20歳以上の国民	郵送調査及びオンライン調査	4,000	2,191	54.8%
小学校	郵送調査及びオンライン調査	150	145	96.7%
児童・保護者	郵送調査（上記小学校に配布を依頼）	4,378	2,878	65.7%

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会（注）の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

① 平成25年11月13日 政策評価計画

② 平成26年12月1日 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公開している。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html)

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成27年4月1日をもって、政策評価審議会に移行した。

(2) 本政策評価の政策効果を把握するための手法の検討に当たって、次のとおり、学識経験者及び専門家の協力を得た。

① 大学教授・准教授（栄養学、社会学等）、栄養専門学校経営者等（10人）

② 日本食育学会等関係団体（5団体）

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及びアンケート調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 食育白書（内閣府）
- ② 食育に関する意識調査（内閣府）
- ③ 児童生徒の食事状況等調査（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ④ 国民健康・栄養調査（厚生労働省）
- ⑤ 食生活及び農林漁業体験に関する調査（農林水産省）
- ⑥ 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（食品安全委員会）

第2 政策の概要

1 食育基本法及び関連施策

(1) 食育基本法制定以前の取組

食育基本法が制定される以前にも、食育を推進するため、図表1のとおり、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び食品安全委員会が中心となって、様々な取組が進められていた。また、地方公共団体及び民間団体においても、自発的な取組が行われていた。

図表1 食育基本法制定以前の取組

取組主体	主な取組内容
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校における食育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における指導体制の整備（栄養教諭制度（平成17年4月）） ・ 教職員等への啓発（食に関する指導シンポジウムの開催） ・ 教職員の指導力の向上（食に関する指導参考資料の作成、研修会の開催） ・ 食に関する学習教材の充実（食生活学習教材の作成） ・ 学校給食の充実（米飯給食、地産地消の推進） ○ 家庭における食育の推進（家庭教育手帳の作成） ○ 学校、家庭及び地域が連携した食育の推進（学校を中心とした食育推進事業）
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会全体で健康な食生活を実践する体制づくりの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「健康日本21」（栄養・食生活）の目標達成の推進 ・ 「食生活指針」の普及・定着 ・ 「食事バランスガイド」の活用と普及啓発（農林水産省と連携） ・ 食生活改善普及運動の推進 ○ 一人ひとりの健康・栄養状態に対応したきめ細かな「栄養・食生活」改善の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病予防のための栄養・運動指導マニュアルの策定 ・ 健診後の事後指導など個別栄養指導の徹底 ・ 管理栄養士等の資質の向上とその活用の推進 ○ 科学的根拠に基づいた施策の推進
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的な食育活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食事バランスガイド」の普及活用（厚生労働省と連携） ・ 「食を考える月間」（毎年1月に食育に関するイベントを開催） ・ 食育推進体制の整備（民間の食育活動団体を支援） ・ 手法の高度化（食品産業でのモデル事業の実施） ○ 地域の特性を活かした活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育推進ボランティアを中心とした地域の食育活動を支援 ・ 地域の食材について消費者と生産者の意見交換の場づくりの支援 ・ 食に関する様々な体験を通じて食に関する理解を促進する取組を支援

取組主体	主 な 取 組 内 容
食品安全委員会	○ 食品健康影響評価に関する意見交換会等の実施 ○ 食品の安全性に関する情報の提供 ○ リスク分析に基づく食品安全行政
地方公共団体及び民間団体	○ 「朝ごはん条例」や「食のまちづくり条例」の制定 ○ 教育、保育、保健、農林漁業、食品、料理、ボランティア等の関係団体による多種多様な取組

(注)「食育の推進に向けて」(内閣府)等に基づき当省が作成した。

(2) 食育基本法の制定

食育基本法は、平成17年7月に施行された。食育基本法が制定された背景は、法の前文に、「食」を大切にしている心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病(がん、糖尿病など)の増加、過度の痩身志向、「食」の安全上の問題の発生、「食」の海外への依存、伝統ある食文化の喪失とされている。

また、食育基本法は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、その基本理念を、以下のとおり定めている。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成(第2条)
- ② 食に関する感謝の念と理解(第3条)
- ③ 食育推進運動の展開(第4条)
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割(第5条)
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践(第6条)
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献(第7条)
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割(第8条)

(参考)食育基本法前文(抜粋)

社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」の

あり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

(3) 食育の推進体制

国は、食育の基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施する責務を有している（食育基本法第9条及び第10条）。

そのため、国は「食育推進基本計画」を作成するものとされている（同法第16条）。

また、内閣府は、食育推進会議の庶務を含め、食育の推進を図るための基本的な施策に関する企画、立案、総合調整の事務を担っており、食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係各省庁と連携を図り、政府として一体的に食育の推進に取り組んでいる。

一方、都道府県は「都道府県食育推進計画」を、市町村は「市町村食育推進計画」をそれぞれ作成するよう努めなければならないとされている（同法第17条及び第18条）。

加えて、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等及び国民は、食育の推進に積極的に努めるとともに、食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとされている（同法第11条～第13条）。

(4) 第1次食育推進基本計画

食育推進会議は、食育基本法第16条第1項に基づき、平成18年3月、平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「食育推進基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を作成した。

第1次基本計画では、以下のとおり、7の基本的な方針、9の目標及び7の総合的な促進に関する事項が定められた。

ア 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

第1次基本計画では、食育の推進に関する施策についての基本的な方針として、次の7つが定められた。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

イ 食育の推進に関する目標

第1次基本計画では、食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体をはじめ多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効であること、また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要であるとの考え方から、9の目標を設定するとともに、その達成度合いを測るために12の目標値が設定された。

目標値及びその達成状況は、図表2のとおりであり、12目標値のうち、目標を達成したものは3目標値である（図表中⑤の内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合、⑥の食育の推進に関わるボランティアの数及び⑨ i）の推進計画を作成・実施している都道府県の割合）。

目標の達成には至らなかったものの基準値と比較して数値が改善したものは5目標値である（図表中①の食育に関心を持っている国民の割合、② i）の朝食を欠食する子どもの割合、③の学校給食における地場産物を使用する割合、⑦の教育ファームの取組がなされている市町村の割合及び⑨ ii）の推進計画を作成・実

施している市町村の割合)。

基準値と比較して数値が悪化したものは4目標値である（図表中② ii）並びに iii）の朝食を欠食する20歳代及び30歳代男性の割合、④の「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合及び⑧の食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合）。

図表2 第1次基本計画における目標及びその達成状況

目 標	基準値 (平成17年度)	目標値 (22年度)	実績値 (22年度)
① 食育に関心を持っている国民の割合の増加	69.8%	90%以上	70.5%
② 朝食を欠食する国民の割合の減少	i)子ども:4.1% ii)20歳代男性:29.5% iii)30歳代男性:23.0%	i) 0% ii)15%以下 iii)15%以下	i) 1.6% ii)33.0% iii)29.2%
③ 学校給食における地場産物を使用する割合の増加	21.2%	30%以上	26.1%
④ 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加	58.8%	60%以上	50.2%
⑤ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加	77.3%	80%以上	89.4%
⑥ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加	28万人	現状値の 20%以上増加	34.5万人 (23%増)
⑦ 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加	0.4%	60%以上	31.7%
⑧ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	45.7%	60%以上	37.4%
⑨ 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合の増加	i) 都道府県:— ii) 市町村:—	i) 100% ii) 50%以上	i) 100% ii) 40.0%

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

ウ 食育の総合的な促進に関する事項

第1次基本計画では、食育を総合的に促進するため、図表3のとおり、国が取り組むとともに、地方公共団体等が推進に努めるべき40項目に分類された施策を示している。

図表3 第1次基本計画に示されている施策

事項	取り組むべき施策
① 家庭における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活リズムの向上 子どもの肥満予防の推進 望ましい食習慣や知識の習得 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 栄養教諭を中核とした取組 青少年及びその保護者に対する食育推進
② 学校、保育所等における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 指導体制の充実 子どもへの指導内容の充実 学校給食の充実 食育を通じた健康状態の改善等の推進 保育所での食育推進
③ 地域における食生活の改善のための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進 専門的知識を有する人材の養成・活用 健康づくりや医学教育等における食育推進 食品関連事業者等による食育推進
④ 食育推進運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> 食育月間の設定・実施 継続的な食育推進運動 各種団体等との連携・協力体制の確立 民間の取組等に対する表彰の実施 国民運動に資する調査研究と情報提供 食育に関する国民の理解の増進 ボランティア活動への支援
⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	<ul style="list-style-type: none"> 都市と農山漁村の共生・対流の促進 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供 農林漁業者等による食育推進 地産地消の推進 バイオマス利用と食品リサイクルの推進
⑥ 食文化の継承のための活動への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動等における取組 学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用 専門調理師等の活用における取組 関連情報の収集と発信 知的財産立国への取組と連携
⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションの充実 食品の安全性や栄養等に関する情報提供 基礎的な調査・研究等の実施 食品情報に関する制度の普及啓発 地方公共団体等における取組の促進 食育の海外展開と海外調査の推進 国際的な情報交換等

(注) 第1次基本計画に基づき当省が作成した。

(5) 食育基本法制定後に講じられた食育の推進に関する主な制度

食育基本法第14条において、政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じ

なければならぬとされている。

食育基本法の制定後に、各府省が講じた食育の推進に関する制度のうち、主なものは、図表4のとおりである。

図表4 食育基本法制定後に講じられた食育の推進に関する主な制度

時 期	事 項
平成20年3月	小学校及び中学校の学習指導要領の改訂 幼稚園教育要領の改訂 保育所保育指針の改定
20年4月	特定健康診査・特定保健指導（いわゆる「メタボ健診」）の開始
20年6月	学校給食法の改正
21年3月	高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂
23年3月	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行

(注) 食育白書等に基づき当省が作成した。

ア 学校、保育所等における食育の推進に関する主な制度

平成19年度から21年度にかけて、学校給食法（昭和29年法律第160号）、学習指導要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針が改正され、食育の推進が制度上明確に位置付けられ、食育を教育の課程又は保育の一環に組み込むための措置が講じられた。

人格形成期にある多数の幼児及び児童生徒を対象に、食育を計画的に進めるための制度が整えられたことは、食育の効果を広範かつ持続的に発現させる上で重要である。

(7) 学校給食法の改正

平成20年6月の学校給食法の改正（21年4月施行）では、目的規定に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこと及び校長が食に関する指導の全体的な計画を作成することが規定された。

文部科学省は、学校給食法の改正及び学習指導要領の改訂（後述(イ)参照）を踏まえ、平成22年3月、「食に関する指導

の手引き」を改訂している。

なお、平成 25 年 5 月現在、約 3 万校の小学校及び中学校で、約 950 万人の児童生徒（全体の 92.9%）が給食を受けている。

(イ) 学習指導要領等の改訂

文部科学省は、平成 20 年 3 月に小学校及び中学校の学習指導要領を、21 年 3 月に高等学校及び特別支援学校の学習指導要領を改訂し、総則に、「学校における食育の推進」を明確に位置付け、家庭科や保健体育等の関連教科における食育に関する記述を追加している。

また、平成 20 年 3 月、幼稚園教育要領を改訂し、食育に関する記述を追加している。

(ウ) 保育所保育指針の改定

厚生労働省は、平成 20 年 3 月に保育所保育指針を改定し、食育の推進を明確に位置付け、食育の計画の作成・評価に関する記述を追加している。

また、平成 24 年 3 月、「保育所における食事の提供ガイドライン」を策定している。

イ 特定健康診査・特定保健指導（いわゆる「メタボ健診」）の実施

平成 20 年 4 月から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき、生活習慣病の予防の徹底を図るため、特定健康診査・特定保健指導（いわゆる「メタボ健診」）が実施されている。

これは、国民医療費の抑制を目的とするものであり、厚生労働省は、特定保健指導参加者のメタボリックシンドローム関連疾患（高血圧症、脂質異常症及び糖尿病）の医療費は、非参加者と比べて 3 割以上低く、医療費が抑制できたとしている（第 13 回保険者による健診・保健指導等に関する検討会資料（平成 26 年 11 月））。

一方、第1次基本計画（平成18年度～22年度）では、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加」を、第2次食育推進基本計画（23年度～27年度）では、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」を、それぞれ目標の一つに掲げており、医療費抑制のための達成手段が同時に食育を推進するための手段となっている。

ウ 六次産業化・地産地消法による学校給食における地場産物使用割合の目標値

平成23年3月に、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。いわゆる「六次産業化・地産地消法」）に基づき定められた「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成23年3月14日農林水産省告示第607号）では、目標の一つとして平成27年度までに学校給食における地場産物の使用割合を30%以上とすることを示している。これは、第2次食育推進基本計画の「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」の目標値（27年度までに30%以上）と同一の目標を掲げているものとなっている。

2 第2次食育推進基本計画

(1) 第2次食育推進基本計画

現在、実施されている食育の推進に関する施策は、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする第2次食育推進基本計画（以下「第2次基本計画」という。）に基づいている。

第2次基本計画では、以下のとおり、3の重点課題、7の基本的な取組方針、11の目標及び7の総合的な促進に関する事項が定められ

ている。

ア 重点課題

第2次基本計画では、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられること、あるいは高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増しているとの認識の下、以下のとおり、3の重点課題を定めている。

- ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

イ 基本的な取組方針

第2次基本計画では、以下のとおり、第1次基本計画の基本的な方針と同じ7の基本的な取組方針を定めている。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

ウ 食育の推進に関する目標

第2次基本計画では、11の目標の達成度合いを測るために13の目標値が設定されている。

その基本的な考え方は、食育推進基本計画上、「国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目に

ついて設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする」と述べられている。

11目標及び13目標値は、図表5のとおりであり、第1次基本計画から継続して設定されたもの5目標、第1次基本計画の目標を見直して設定されたもの4目標、新規に定められたもの2目標となっている。

図表5 第2次基本計画における食育の推進に関する目標

目 標	区分	設定理由	基準値 (平成22年度)	目標値 (27年度)
① 食育に関心を持っている国民の割合の増加	継続	食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であるが、これにはまずより多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないため。	70.5%	90%以上
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	新規	家族揃って食事をする機会が様々な要因で減少しているが、家族との「共食」は、望ましい食習慣の実践や、食の楽しさを実感させ精神的な豊かさをもたらすと考えられるため。	週9回	週10回以上
③ 朝食を欠食する国民の割合の減少	継続	朝食の欠食が若い世代を中心に、依然として高い状況であり、健康的な生活リズムや生活習慣を確立するため。	i) 子ども 1.6% (19年度) ii) 20～30歳代男性 28.7% (20年度)	i) 0% ii) 15%以下
④ 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加	見直し	学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため。 また、都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に、国内産の農林水産物を活用していくことも学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効であるため、国産の食材を使用する割合を目標として追加（平成25年12月）。	i) 地場産物 26.1% (21年度) ii) 国内産 77% (24年度)	i) 30%以上 ii) 80%以上
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送って	継続	健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が「何を」「どれだけ」食べたらいいかを、把握、	50.2% (21年度)	60%以上

目 標	区分	設定理由	基準値 (平成22年度)	目標値 (27年度)
いる国民の割合の増加		判断し、個々人に適した食事をとることが必要であるため。		
⑥ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加	見直し	生活習慣病の有病者やその予備群とされる人々は、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は脂質異常を重複的に発症させている傾向がみられるため。 第1次基本計画の「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加」を見直し。	41.5%	50%以上
⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方の関心のあがる国民の割合の増加	新規	国民が健やかで豊かな生活を過ごすには、十分な口腔機能の発達、維持が必要であり、身体の栄養のみならず味わいや心のくつろぎにつながる食べ方に興味を持ってもらうことが重要であるため。	70.2%	80%以上
⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加	継続	食育を国民運動として推進し、これを国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動に携わるボランティアが果たしている役割が重要であるため。	34.5万人 (21年度)	37万人以上
⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加	見直し	食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要であるため。 第1次基本計画の「教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」を見直し。	27%	30%以上
⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	継続	健全な食生活の実践のためには、食品に関するリスクなど安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要であると考えられるため。	37.4%	90%以上
⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加	見直し	食育基本法が、市町村に対して、食育推進計画を作成するよう努めることを求めているため。 第1次基本計画の期間中に全ての都道府県で推進計画が作成されたため、対象を市町村のみに変更。	40%	100%

(注) 第2次基本計画に基づき当省が作成した。

エ 食育の総合的な促進に関する事項

第2次基本計画では、食育を総合的に促進するため、図表6のとおり、国が取り組むとともに、地方公共団体等が推進に努めるべき40項目に分類された施策を示している。

これら40項目に分類された施策は、食育基本法が定める「第三章 基本的施策」の項目に沿って整理されており、11目標を達成する手段としては明確になっていない。

図表6 第2次基本計画に示されている施策

事項	取り組むべき施策
① 家庭における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの基本的な生活習慣形成 ・ 望ましい食習慣や知識の習得 ・ 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 ・ 子ども・若者の育成支援における共食等の推進
② 学校、保育所等における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食に関する指導の充実 ・ 学校給食の充実 ・ 食育を通じた健康状態の改善等の推進 ・ 保育所での食育推進
③ 地域における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践 ・ 「食育ガイド」(仮称)等の活用促進 ・ 専門的知識を有する人材の養成・活用 ・ 健康づくりや医学教育等における食育推進 ・ 生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進 ・ 歯科保健活動における食育推進 ・ 高齢者に対する食育推進 ・ 男性に対する食育推進 ・ 食品関連事業者等による食育推進
④ 食育推進運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育推進運動展開における連携・協力体制の確立 ・ 食育に関する国民の理解の増進 ・ ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等 ・ 食育月間及び食育の日の設定・実施 ・ 運動に資する情報の提供
⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進 ・ 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供 ・ 農山漁村コミュニティの維持再生 ・ 農林漁業者等による食育推進 ・ 地産地消の推進 ・ バイオマス利用と食品リサイクルの推進
⑥ 食文化の継承のための活動への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動等における取組 ・ 学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用 ・ 専門調理師等の活用における取組 ・ 関連情報の収集と発信
⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代区分等に応じた国民の取組の提示 ・ 基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供 ・ リスクコミュニケーションの充実

関する調査、 研究、情報の 提供及び国際 交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供 ・ 食品表示の適正化の推進 ・ 地方公共団体等における取組の促進 ・ 食育の海外展開と海外調査の推進 ・ 国際的な情報交換等
-------------------------------------	---

(注) 第2次基本計画に基づき当省が作成した。

(2) 食育に関連する事務事業

第2次基本計画では、上記(1)エのとおり、国が取り組むとともに、地方公共団体等が推進に努めるべき40項目に分類された施策が示されているが、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。

そのため、当省が、各府省の食育に関連する事務事業の実施状況を調査したところ、図表7のとおり、平成23年度から25年度までの間に145事務事業が実施されていた。その主な内訳は、内閣府13、文部科学省23、厚生労働省18、農林水産省35、外務省44等である。

図表7 関係府省における食育関連事務事業

府省名	事務事業数	主な事務事業
内閣府	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育ガイドのホームページ掲載 ・ 食育推進ボランティアの表彰 ・ 食育月間の周知 ・ 食育推進全国大会の開催 ・ 食育推進事例の情報収集・提供
文部科学省	23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の生活習慣づくり支援事業（早寝早起き朝ごはん運動の推進） ・ 栄養教諭を中核とした食育推進事業 ・ 食生活学習教材の作成・配布 ・ 学校給食における地場産物の活用促進事業等
厚生労働省	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「食事バランスガイド」（農林水産省と共同作成）、妊産婦のための食生活指針、保育所保育指針等の周知・啓発 ・ 管理栄養士等の人材養成 ・ 糖尿病予防戦略事業 ・ 8020運動推進特別事業
農林水産省	35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費・安全対策交付金（教育ファーム、地域における日本型食生活の普及促進を支援） ・ 食育活動の全国展開委託事業 ・ 食材提供の場を活用した食育実践活動事業

		・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、都市農村共生・対流総合対策交付金（子ども農山漁村交流プロジェクト）
消費者庁	7	・ 食の安全に関するリスクコミュニケーション等
食品安全委員会	1	・ 食の安全に関するリスクコミュニケーション
総務省	2	・ 子ども農山漁村交流プロジェクト（文部科学省及び農林水産省との連携事業）
法務省	1	・ 少年院における食育指導
外務省	44	・ 情報誌や映像を用いた日本の食文化の紹介、在外公館文化事業等
環境省	1	・ 食品廃棄物の発生抑制取組事例の紹介等
合計	145	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表の事務事業は平成23年度から25年度の間実施されていたものであり、その後終了されたものを含んでいる。

これら145事務事業のうち、各府省が、11目標との対応関係があると考えているものは99事務事業、目標との対応関係はないが食育の推進に資すると考えているものは46事務事業である。

また、目標と事務事業の関係は、図表8のとおり、1目標が多数の事務事業に対応していると同時に、図表9のとおり、目標との対応関係がある99事務事業の3割近くが多数の目標に対応している「多対多」の関係になっている。

図表8 第2次基本計画の各目標に対応する事務事業数

目 標	左の目標に対応する事務事業数
① 食育に関心を持っている国民の割合の増加	52
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	18
③ 朝食を欠食する国民の割合の減少	28
④ 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加	25
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加	33
⑥ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加	19
⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加	20
⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加	13
	23
	23
	10

⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加	46
⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	
⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加	
※ 目標との対応関係なし	

(注)当省の調査結果による。

図表9 食育関連事務事業が対応している第2次基本計画の目標の数

1事務事業が対応している目標の数	左の事務事業数
11目標	9
10目標	3
8目標	1
6目標	1
5目標	1
4目標	4
3目標	10
1目標	70 (71%)
※目標との対応関係なし	46 (—)

(注)当省の調査結果による。

3 食育に関連する予算の推移

平成18年度から26年度までの内数予算(その予算の中に食育の推進に関する事業が含まれてはいるものの、予算額が特定できないもの)を除いた食育関連予算の推移は、図表10のとおりであり、予算額の特定できる施策については、平成20年度の122.7億円をピークに予算額は減少し、26年度には15.1億円となっている。

図表10 食育関連予算の推移

(単位：億円)

事 項	平成18年度	19	20	21	22	23	24	25	26
①家庭	3.7	4.4	3.3	2.7	1.0	0.5	0.3	0.4	0.3
②学校、保育所	8.2	10.8	13.8	15.2	3.3	2.8	2.3	2.3	2.9
③地域	45.7	44.6	34.4	34.2	12.6	7.0	6.9	8.3	5.5
④食育推進運動	1.8	1.8	19.6	20.8	13.1	13.7	8.0	1.5	1.5
⑤生産者・消費者	26.3	47.8	46.7	27.6	12.6	3.6	0	0.1	4.2
⑥食品の安全性	2.3	3.5	5.2	4.7	2.1	1.6	0.9	0.8	0.7
合計	88.0	112.8	122.7	105.2	44.7	29.1	18.5	13.3	15.1
(参考) 内数予算	442.2	450.4	468.8	372.3	415.8	283.8	440.2	457.8	364.4

- (注) 1 食育白書に基づき当省が作成した。
 2 金額は四捨五入したため合計は必ずしも一致しない。
 3 「事項」欄は、第1次基本計画及び第2次基本計画の「食育の総合的な促進に関する事項」であり、以下を略記している。また、食育の総合的な促進に関する事項のうち、「食文化の継承のための活動への支援等」は、全てが内数予算（下記5参照）のため、区分していない。
 「①家庭」：家庭における食育の推進
 「②学校、保育所」：学校、保育所等における食育の推進
 「③地域」：地域における食生活の改善のための取組の推進（第1次基本計画）、地域における食育の推進（第2次基本計画）
 「④食育推進運動」：食育推進運動の展開
 「⑤生産者・消費者」：生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 「⑥食品の安全性」：食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
 4 食育白書では、年度によって、食育の総合的な促進に関する事項に属する施策が異なる場合、同一の施策が複数の事項に再掲されている場合があるが、本表は、平成26年度の内閣府の区分（各施策のその目的上、最も関連のある区分に掲載）に従って、各年度の施策を統一的に整理している。
 5 「(参考) 内数予算」は、その予算の内数として食育関連の事項が含まれているものの、予算額の内訳が特定できないため、全体の予算額を参考までに記載したものである。

第3 政策効果の把握の結果

1 目標の達成状況についての評価

(1) 第2次基本計画の目標の達成状況についての評価

第2次基本計画（平成23年度から27年度）では、食育に関する11の目標の達成度合いを測るために13の目標値が設定されている。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目（平成26年度）の実績で測り、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）の各行政機関共通区分に当てはめた場合、評価の結果は「進展が大きくない」と判定される（この評価の結果は、内閣府が平成26年8月に実施した政策評価の結果と同じである。）。

11目標の進捗状況は、以下のとおり、目標期間終了前の現段階で目標を達成しているものが2目標、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが6目標、基準値と比較して数値が悪化しているものが3目標となっている。

- ① 目標期間終了前の現段階で目標を達成している2目標は、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」及び「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」である。
- ② 目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している6目標は、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」等である。
- ③ 基準値と比較して数値が悪化している3目標は、「食育に関心を持っている国民の割合の増加」、「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」等である。

(2) 目標の設定に関する考察

第2次基本計画の目標の設定に関し考察したところ、以下のよう
な状況がみられた。

- ① 第2次基本計画では、11目標と40項目に分類された施策との対

応関係が明確となっていない。また、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。

② 調査した27都道府県では、次のとおり、第2次基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないもの、国の目標値と都道府県の目標値の間の合計に数値上の矛盾があるものなどがみられる。

(a) 都道府県が、都道府県食育推進計画に、国が設定している目標を取り入れていない場合があり、その数は、11目標別にそれぞれ1都道府県（3.7%）から23都道府県（85.2%）となっている（都道府県が最も取り入れていない目標は「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」である。）。

(b) 「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」及び「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、11都道府県から13都道府県が、これらの目標に代え、自らが把握したデータを基に設定した健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく都道府県健康増進計画の目標（野菜の摂取量や肥満者の割合等）などを設定している。

(c) 都道府県の中には、都道府県食育推進計画の目標について、国の目標と同じではあるものの、その実現可能性を踏まえた独自の目標値を設定しているものがあるため、「朝食を欠食する国民の割合の減少」などは、全都道府県の目標値を積み上げても、国の目標値を達成することができないものとなっている。

2 当省のアンケート調査の結果

本政策評価では、国民の食生活の状況、食育に関する意識等を把握するため、アンケート調査を実施した。このうち、第2次基本計画の目標に関連する設問への回答結果は、以下のとおりである。

- ① 「家族との食事」、「朝食を食べること」、「栄養バランスに配慮した食生活」、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防」、「食事の食べ方」、「農林漁業体験」及び「食品の安全性に関する知識」について、望ましい食生活を送っている人や食育に関する意識の高い人の割合は、第2次基本計画の目標の達成状況とおおむね同じ結果となった。
- ② 一方、望ましい食生活を送っていない人や食育に関する意識の高くない人に、その理由を聞いたところ、「時間がない」、「必要性を感じない」、「面倒」、「これまでに習慣がない」といった回答が多く、望ましい食生活や食育に関する意識を妨げるものとして、労働時間の長さや食生活を重視しない人の存在が背景にあることが示唆された。

3 食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況

本政策評価では、食育のうち、重要な位置を占める学校における食育の推進に着目し、その中でも中核的な役割を担う栄養教諭制度を評価対象とすることとした。

そのほかの評価対象は、食育推進基本計画の目標の達成に個別の施策や事務事業がどの程度寄与しているかといった関係性が必ずしも明らかでないため、各府省が平成23年度から25年度までの間に実施している食育に関連する145事務事業を対象に、食育推進基本計画の目標との関係性を調査した。その結果、食育推進基本計画の目標を行政事業レビューの成果指標にしているなど、目標との関係性が強いと考えられる9事務事業を調査対象とすることとした。

(1) 学校における食に関する指導等の状況

ア 栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況

(ア) 栄養教諭

児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付ける

ことができるよう、平成 16 年 5 月の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正で栄養教諭制度が創設され、17 年 4 月に施行された。平成 27 年 4 月現在、全国の小中学校等に 5,356 人の栄養教諭が配置されている。

一方、第 2 次基本計画では、朝食を欠食する国民（子ども）の割合の減少（平成 27 年度までに 0%）を目標としており、その達成状況は、22 年度において 1.5%となっている。

また、文部科学省は、「文部科学省の使命と政策目標」（文部科学省が実績評価の実施に当たって設定している政策の体系）の中で、達成目標である「児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける」の成果指標（アウトカム）として、「朝食を欠食する子どもの割合 0%」を設定し、その活動指標（アウトプット）として栄養教諭配置数の増加を置いている。

栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況について調査した結果は、以下のとおりであり、栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童が朝食を欠食する割合（以下「朝食欠食率」という。）の減少への寄与は明確には把握できなかった。

- ① 当省のアンケート調査結果では、学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食管理を兼務していない専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校よりも各教科等の食に関する指導時間が長い状況がみられた。また、専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校に比べて「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだ」とする回答が多かった。
- ② 一方、同じくアンケート調査結果では、栄養教諭の配置にかかわらず、朝食を毎日食べる児童は 9 割を超えており、児童の食育に関する認識や実践への影響に大きな差はみられなかった。なお、栄養教諭の配置率（注）の伸びと小学 6 年生及び中学 3 年生の朝食欠食率の伸びとの分析を行ったところ、

両者の相関は低かった。

(注) 栄養教諭の配置率とは、文部科学省の「学校給食実施状況等調査」における栄養教諭及び学校栄養職員数に占める栄養教諭数の割合である。

(4) 食に関する指導に係る全体計画の作成・評価状況

学校給食法第 10 条第 1 項では、学校における食育について、校長は、児童生徒に対する食に関する指導が効果的に行われるよう、食に関する指導の全体的な計画を作成するなど必要な措置を講ずるものとされている。

文部科学省の「食に関する指導の手引」(平成 22 年 3 月改訂。以下「食指導の手引」という。)では、学校ごとに食に関する指導に係る全体計画(以下「全体計画」という。)を作成し、栄養教諭等を中心に児童生徒に対する食に関する指導に取り組むこととされている。また、全体計画を学校評価における評価項目に位置付け、学校の実情や児童生徒の実態に応じた目標と食育の推進体制等に関する指標を設定し、その達成状況を評価することが求められているとしている。

調査した 27 都道府県教育委員会及び 64 公立小学校における全体計画の作成状況及び同計画の評価の状況は、以下のとおりである。

- ① 平成 25 年度における公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していた 25 都道府県教育委員会では、管内の 1 万 8,911 校のうち 1 万 8,592 校(98.3%)が全体計画を作成している。
- ② 平成 25 年度に全体計画を作成している 62 公立小学校のうち 55 校(88.7%)が、全体計画に沿った食に関する指導の進捗状況について、「計画どおり」又は「おおむね計画どおり」実施することができたとしている。
- ③ 同じく 62 公立小学校のうち 17 校(27.4%)は、全体計画に基づく食に関する指導の取組状況を評価していない。一方、

評価している 45 校（72.6%）の中には、評価結果を翌年度の全体計画に反映させるなど、P D C A サイクルに基づく取組内容の改善等に取り組んでいる例がみられた。

(ウ) 食生活学習教材の活用状況

文部科学省は、学校における食育の推進を通して、子どもに食に関する正しい知識や望ましい食習慣、食を選択する能力を身に付けさせ、また、食を通じた地域の理解、食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解を図ることを目的として、平成 16 年度以降、毎年度「食生活学習教材」を作成し、全国の国公私立小学校の 1 年生、3 年生及び 5 年生に配布している。

調査した 64 公立小学校では、平成 25 年度に、低学年は 46 校（71.9%）、中学年は 38 校（59.4%）、高学年は 39 校（60.9%）が、各教科、学校給食の時間等に、食生活学習教材を活用している。

食生活学習教材を活用している小学校からは、同教材を分かりやすいと評価する意見がある一方、同教材の挿絵、図等を加工できるようにしてほしい等の改善を求める意見がみられた。

一方、食生活学習教材を活用していない小学校は、その理由として、学年の指導内容と食生活学習教材の内容が合致していないこと等を挙げている。

なお、文部科学省は、平成 27 年度中に食生活学習教材を見直す予定であるとしている。

イ 栄養教諭を中核とした食育推進事業の状況

文部科学省は、平成 21 年度から 25 年度までの間に、栄養教諭を中核とした食育推進事業を実施している。同事業は、i) 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組を広く周知し、全国展開するための「地域食育推進事業」、ii) 食育推進の体制

整備のため、退職した栄養教諭、学校栄養職員等の食育支援者を配置する「食育支援者派遣事業」の2事業で構成されている。

これらの事業の平成23年度から25年度までの実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地域食育推進事業については、調査した93教育委員会（27都道府県教育委員会及び66市町村教育委員会）のうち、27教育委員会（22都道府県教育委員会及び5市町村教育委員会）が事業を受託していた。事業を受託した27教育委員会の中には、事業の効果について、学校や地域における食育に関する連携体制の整備に役立ったといった意見がみられた。
- ② 食育支援者派遣事業については、10都道府県教育委員会が事業を実施していた。このうち、1都道府県教育委員会では、食育支援者を派遣した市において、学校給食における地場産物の活用割合が増加していた。

なお、両事業は、文部科学省の「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」で、地域によっては取組が総花的、具体的な数値目標がなく成果が分かりにくい等と指摘されたことを受け、平成25年度で廃止され、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

ウ 学校給食における地場産物の活用促進のための取組の状況

文部科学省は、学校給食における地場産物の活用促進事業（以下「地場産物活用促進事業」という。）及び学校給食における地場産物に関する食育教材開発事業（以下「食育教材開発事業」という。）を実施している。

これらの事業の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地場産物活用促進事業については、平成23年度から25年度までの間に、調査した27都道府県学校給食会のうち5都道府県学校給食会が事業を受託し、学校給食のメニュー開発コンテ

スト、学校給食調理員を対象とした調理講習会を開催するなどの取組を実施している。学校給食における地場産物の活用については、食材の安定供給が課題とされており、それに取り組んでいる県が1県みられた。

- ② 食育教材開発事業については、調査した27都道府県教育委員会のうち兵庫県教育委員会が平成25年度に事業を受託し、学級担任や栄養教諭等が、学校給食で使用する地場産物と関連付けながら指導できる教材（CD-ROM）を作成し、全公立学校、栄養教諭等に配布している。

なお、両事業は、平成26年行政事業レビューの結果を踏まえ、より効果の高い事業に再構築するため、25年度で廃止され、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

(2) 健全な食生活実現のための取組の状況

ア 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第2次基本計画における目標

第2次基本計画は、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」（平成27年度までに50%以上）を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに40.2%から42.1%の間で推移しているため、大きな変化はない。

厚生労働省は、本目標に関連する取組として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導などを推進している。

この目標は、生活習慣病のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防・改善に着目しており、食事のほか、運動等の実践を含み、その達成状況を測るアンケート調査でも、①適切な食事のみならず、②定期的な運動及び③週に複数回の体重計測を含めた3つの選択肢から一つを選択すること（単一回答）になっている。

イ 糖尿病予防戦略事業

厚生労働省は、糖尿病予防戦略事業を推進し、運動施設を利用した肥満予防のための体験機会の提供、民間企業と連携したメニュー改善、親子ワークショップ等を実施している。同省は、この事業の成果を、「糖尿病が強く疑われる者及び糖尿病の可能性が否定できない者の割合」（国民健康・栄養調査）を指標として測っており、平成 23 年度及び 24 年度については、目標を達成しているため、事業の効果があつたと評価している。

一方、調査した 27 都道府県及び 72 市区町村のうち、平成 23 年度から 25 年度までの間に糖尿病予防戦略事業を実施していた 13 都道府県及び 6 市区町村（以下「19 都道府県等」という。）では、事業報告書が確認できた 104 事業メニューのうち、プロセス評価の実施が 77 事業メニュー（74.0%）、アウトカム評価の実施が 4 事業メニュー（3.8%）と不徹底となっているが、1 都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は 195 万円と小規模である。

ウ 8020 運動推進特別事業

第 2 次基本計画は、「よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加」（平成 27 年度までに 80%以上）を目標としており、その達成状況は、22 年度から 26 年度までに 69.4%から 74.2%の間で推移している。

厚生労働省は、80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とする「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進し、歯科疾患予防等の歯の健康を保持するための 8020 運動推進特別事業を実施している。同省は、この事業の成果を、「80 歳で 20 本以上の歯を有している人の割合」（6 年ごとの調査）を指標として測っており、平成 17 年度の 20%が、23 年度には 40%となっているため、一定の効果があると評価している。

しかし、1 都道府県当たりの平均執行額は約 368 万円（食育に係る事業規模は不明）である。

エ 「食事バランスガイド」等各種指針

第 2 次基本計画は、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」（平成 27 年度までに 60%以上）を目標としており、その達成状況は、21 年度から 26 年度までに 50.2%から 57.8%の間で推移している。

厚生労働省は、国民の健全な食生活を実現することを目的として、「食事バランスガイド」等の各種指針を作成しており、上記の目標の達成状況は、「食事バランスガイド」等の指針を参考に行っている人の割合を調査することにより測っている。

一方、農林水産省の調査では、「食事バランスガイド」の認知度は、平成 20 年度の 70.3%が、25 年度には 55.6%に低下している。

(3) 農林漁業体験促進のための取組の状況

ア 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第 2 次基本計画における目標

第 2 次基本計画は、「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」（平成 27 年度までに 30%以上）を目標としているが、23 年度以降、実績が 30%を超えており、計画期間終了前に既に目標を達成している（「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、農林漁業体験を経験した国民の割合を 5 年後に 35%とすることが目標とされている。）。

調査した 27 都道府県のうち、この目標と同じ目標を都道府県食育推進計画に設定しているものは 5 都道府県（18.5%）、類似の目標を設定しているものは 10 都道府県（33.3%）、この目標を取り入れていないものは 12 都道府県（44.4%）となっており、都道府県との連携が必ずしも十分に図られていない中でも目標が達成されている。

この目標の達成状況は、農林水産省が 20 歳から 69 歳までの個人を特定した郵送方式によるアンケート調査の結果により測っ

ているが、農林漁業体験の経験の設問には、回答者の家族の経験を含めて回答することになっている。

イ 農林漁業体験を促進するための取組

調査した7地方農政局等（沖縄総合事務局を除く。以下同じ。）における農林漁業体験を促進するための取組の状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（以下「活性化プロジェクト交付金」という。）により実施されている「地域間交流拠点の整備」の中で、「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」の整備が事業として実施されている。
- ② 都市農村共生・対流総合対策交付金（以下「共生・対流交付金」という。）等により実施されている「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、小学生に1学年単位の規模で農山漁村体験をさせるものであり、平成20年度から25年度までの間に155の受入モデル地域において、累計で約15万人の児童が体験を行っている。
- ③ 消費・安全対策交付金により実施されている「日本型食生活等の普及促進」の中で、農作業等体験機会の提供が事業として実施されている。

(4) 食の安全に関する取組の状況

ア 食の安全に係る第2次基本計画における目標

第2次基本計画は、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」（平成27年度までに90%以上）を目標としており、その達成状況は、26年度で70.1%となっている。

調査した27都道府県のうち23都道府県が、目標に関するデータを保有していない（7都道府県）、目標中の「食品の安全性」の定義が曖昧で目標設定に困難を感じる（4都道府県）などといっ

た理由から、この目標を都道府県食育推進計画に取り入れていない。

イ 食の安全に関するリスクコミュニケーション

消費者庁は、この目標に関連する施策として、放射性物質、健康食品、農薬等のテーマ別に、食の安全に関するリスクコミュニケーション（関係者間で情報や意見を相互に交換すること）を実施しており、その効果を意見交換会参加者の理解度（アンケート調査結果）で測っている。

第4 評価の結果及び意見

1 評価の結果

(1) 目標の達成状況についての評価

ア 第2次基本計画の目標の達成状況についての評価

第2次基本計画（平成23年度から27年度）では、食育に関する11の目標の達成度合いを測るために13の目標値が設定されている。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目（平成26年度）の実績で測り、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の各行政機関共通区分に当てはめた場合、評価の結果は「進展が大きくない」と判定される。

11目標の進捗状況は、以下のとおり、目標期間終了前の現段階で目標を達成しているものが2目標、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが6目標、基準値と比較し数値が悪化しているものが3目標となっている。

- ① 目標期間終了前の現段階で目標を超過して達成している2目標は、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」及び「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」である。
- ② 目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している6目標は、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」等である。
- ③ 基準値と比較して数値が悪化している3目標は、「食育に関心を持っている国民の割合の増加」、「学校給食における地場産物を使用する割合の増加」等である。

イ 目標の設定に関する考察

第2次基本計画の目標の設定に関し考察したところ、以下のよ

うな状況がみられ、都道府県の目標設定への支援が課題であると考えられる。

① 第2次基本計画では、11目標と40項目に分類された施策との対応関係が明確となっていない。また、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。

② 調査した27都道府県では、次のとおり、第2次基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないもの、国の目標値と都道府県の目標値の間の合計に数値上の矛盾があるものなどがみられる。

(a) 都道府県が、都道府県食育推進計画に、国が設定している目標を取り入れていない場合があり、その数は、11目標別にそれぞれ1都道府県（3.7%）から23都道府県（85.2%）となっている（都道府県が最も取り入れていない目標は「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」である。）。

(b) 「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」及び「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、11都道府県から13都道府県が、これらの目標に代え、自らが把握したデータを基に設定した健康増進法に基づく都道府県健康増進計画の目標（野菜の摂取量や肥満者の割合等）などを設定している。

(c) 都道府県の中には、都道府県食育推進計画の目標について、国の目標と同じではあるものの、その実現可能性を踏まえた独自の目標値を設定しているものがあるため、「朝食を欠食する国民の割合の減少」などは、全都道府県の目標値を積み上げて、国の目標値を達成することができないものとなっている。

都道府県は、食育推進基本計画を基本として、都道府県食育推

進計画を作成するとされている（食育基本法第17条第1項）が、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定すること（同法第10条後段）とされているため、必ずしも国の目標と全く同じ目標を設定する必要はない。

しかし、国は、食育を国民運動として推進するため、国や地方公共団体を始め多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である（第2次基本計画）との考え方により目標を設定していることから、都道府県の理解を得るよう努める必要がある。

また、都道府県は、国の目標をベースとした都道府県別の目標を設定できない理由として、都道府県別のデータがないことなどを挙げている。

この課題を解決するためには、例えば、国が行っている統計調査のサンプル数を増やすことも考えられるが、多額の予算が必要となるため、別途効率的な方法を考えていくことが必要である。

(2) 当省のアンケート調査の結果

本政策評価では、国民の食生活の状況、食育に関する意識等を把握するため、アンケート調査を実施した。このうち、第2次基本計画の目標に関連する設問への回答結果は、以下のとおりであり、望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応が課題であると考えられる。

- ① 「家族との食事」、「朝食を食べること」、「栄養バランスに配慮した食生活」、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防」、「食事の食べ方」、「農林漁業体験」及び「食品の安全性に関する知識」について、望ましい食生活を送っている人や食育に関する意識の高い人の割合は、第2次基本計画の目標の達成状況とおおむね同じ結果となった。
- ② 一方、望ましい食生活を送っていない人や食育に関する意識の高くない人に、その理由を聞いたところ、「時間がない」、「必要

性を感じない」、「面倒」、「これまでに習慣がない」といった回答が多く、望ましい食生活や食育に関する意識を妨げるものとして、労働時間の長さや食生活を重視しない人の存在が背景にあることが示唆された。

(3) 食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況

ア 学校における食に関する指導等の状況

(7) 栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況

(栄養教諭)

学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう栄養教諭制度が創設され（平成 17 年 4 月施行）、平成 27 年 4 月現在、全国の小中学校等に 5,356 人の栄養教諭が配置されている。

一方、第 2 次基本計画では、朝食を欠食する国民（子ども）の割合の減少（平成 27 年度までに 0%）を目標としており、その達成状況は、22 年度において 1.5%となっている。

また、文部科学省は、「文部科学省の使命と政策目標」の中で、達成目標である「児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける」の成果指標（アウトカム）として、「朝食を欠食する子どもの割合 0%」を設定し、その活動指標（アウトプット）として栄養教諭配置数の増加を置いている。

栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況について調査した結果は、以下のとおりであり、栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童の朝食欠食率の減少への寄与は明確には把握できなかった。

- ① 当省のアンケート調査の結果では、専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校に比べて「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだ」とする回答が多かった。

- ② 一方、同じくアンケート調査の結果では、栄養教諭の配置にかかわらず、朝食を毎日食べる児童は9割を超えており、児童の食育に関する認識や実践への影響に大きな差はみられなかった。なお、栄養教諭の配置率の伸びと小学6年生及び中学3年生の朝食欠食率の伸びとの分析を行ったところ、両者の相関は低かった。

これらのことから、栄養教諭配置の効果の把握が必要であると考えられる。

(食に関する指導に係る全体計画の作成・評価状況)

文部科学省の食指導の手引では、学校ごとに全体計画を作成するとともに、全体計画を学校評価における評価項目に位置付け、学校の実情や児童生徒の実態に応じた目標と食育の推進体制等に関する指標を設定し、その達成状況を評価することを求めている。

調査した27都道府県教育委員会及び64公立小学校における全体計画の作成・評価状況は、以下のとおりであり、全体計画の評価の実施が課題である。

- ① 平成25年度における公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していた25都道府県教育委員会では、管内の1万8,911校のうち、1万8,592校(98.3%)が全体計画を作成している。
- ② 平成25年度に全体計画を作成している62公立小学校のうち17校(27.4%)は、全体計画に基づく食に関する指導等の取組状況を評価していない。一方、評価している45校(72.6%)の中には、評価結果を翌年度の全体計画に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく取組内容の改善等に取り組んでいる例がみられた。

(食生活学習教材の活用状況)

文部科学省は、平成16年度以降、毎年度、食生活学習教材を

作成し、全国の国公私立小学校の1年生、3年生及び5年生に配布している。

調査した64公立小学校では、平成25年度に、低学年は46校（71.9%）、中学年は38校（59.4%）、高学年は39校（60.9%）が、各教科、学校給食の時間等に、食生活学習教材を活用している。

食生活学習教材を活用している小学校からは、同教材を分かりやすいと評価する意見がある一方、同教材の挿絵、図等を加工できるようにしてほしい等の改善を求める意見がみられた。

なお、文部科学省は、平成27年度中に食生活学習教材を見直す予定であるとしている。

(イ) 栄養教諭を中核とした食育推進事業の状況

地域食育推進事業及び食育支援者派遣事業の平成23年度から25年度までの実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地域食育推進事業については、調査した93教育委員会（27都道府県教育委員会及び66市町村教育委員会）のうち、27教育委員会（22都道府県教育委員会及び5市町村教育委員会）が事業を受託していた。事業の効果について、学校や地域の食育に関する連携体制の整備に役立ったといった意見がみられた。
- ② 食育支援者派遣事業については、10都道府県教育委員会が事業を実施していた。このうち、1教育委員会では、食育支援者を派遣した市において、学校給食における地場産物の活用割合が増加していた。

なお、両事業は、平成25年度で廃止され、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

(ウ) 学校給食における地場産物の活用促進のための取組の状況

地場産物活用促進事業及び食育教材開発事業の平成 23 年度から 25 年度までの間の事業の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地場産物活用促進事業については、調査した 27 都道府県学校給食会のうち 5 県学校給食会が事業を受託し、学校給食のメニュー開発コンテスト、学校給食調理員を対象とした調理講習会を開催するなどの取組を実施している。
- ② 食育教材開発事業については、調査した 27 都道府県教育委員会のうち、兵庫県教育委員会が平成 25 年度に事業を受託し、学級担任や栄養教諭等が、学校給食で使用する地場産物と関連付けながら指導できる教材（CD-ROM）を作成し、全公立学校及び栄養教諭等に配布している。

なお、両事業は、平成 25 年度で廃止され、26 年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

イ 健全な食生活実現のための取組の状況

（内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第 2 次基本計画における目標）

第 2 次基本計画は、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」（平成 27 年度までに 50%以上）を目標としており、その達成状況は、22 年度から 26 年度までに 40.2%から 42.1%の間で推移しているため、大きな変化はない。

厚生労働省は、本目標に関連する取組として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導などを推進している。

この目標は、生活習慣病のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防・改善に着目しており、食事のほか、運動等の実践を含み、その達成状況を測るアンケート調査でも、①

適切な食事のみならず、②定期的な運動及び③週に複数回の体重計測を含めた 3 つの選択肢から一つを選択すること（単一回答）になっている。

しかし、食生活と関係する生活習慣病は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に限られるものではなく、食生活と定期的な運動や週に複数回の体重計測との関連性も強いとはいえない。

（糖尿病予防戦略事業）

厚生労働省は、糖尿病予防戦略事業の成果を、「糖尿病が強く疑われる者及び糖尿病の可能性が否定できない者の割合」（国民健康・栄養調査）を指標として測っており、平成 23 及び 24 年度については、目標を達成しているため、事業の効果があったと評価している。

しかし、講習会などを主体とする事業内容や 1 都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は 195 万円と小規模である本事業に対して、当該事業の寄与の程度が明らかでない大きな目標（全国ベースの糖尿病の有病率）で評価がなされている。

一方、平成 23 年度から 25 年度に糖尿病予防戦略事業を実施していた 19 都道府県等では、事業報告書が確認できた 104 事業メニューのうち、プロセス評価の実施が 77 事業メニュー（74.0%）、アウトカム評価の実施が 4 事業メニュー（3.8%）と不徹底となっているが、1 都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は 195 万円と小規模な事業であることを踏まえれば、合規性の観点からの検討とともに、評価の作業負担が過度になっていないかを検討する必要がある。

適切な作業負担の下で事業効果の全体を把握できれば、食育に関する目標の達成への寄与を測る上で有益である。

(8020 運動推進特別事業)

厚生労働省は、「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進するための 8020 運動推進特別事業を実施している。同省は、この事業の成果を、80 歳で 20 本以上の歯を保有している人の割合（6 年ごとの調査）を指標として測っており、平成 17 年度の 20%が、23 年度には 40%となっているため、一定の成果があると評価している。

しかし、本事業の場合、事業の効果が、目標の達成にどの程度寄与しているのかは明らかとなっておらず、事業の効果の把握が必要であると考えられる。

(「食事バランスガイド」等各種指針)

第 2 次基本計画は、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」（平成 27 年度までに 60%以上）を目標としており、この目標の達成状況は、「食事バランスガイド」等の指針を参考にしている人の割合を調査することにより測っている。

また、農林水産省の調査では、「食事バランスガイド」の認知度は、平成 20 年度の 70.3%が、25 年度には 55.6%に低下している。

ウ 農林漁業体験促進のための取組の状況

(農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第 2 次基本計画における目標)

第 2 次基本計画は、「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」（平成 27 年度までに 30%以上）を目標としているが、23 年度以降、実績が 30%を超えており、計画期間終了前に既に目標を達成している。

この目標の達成状況は、農林水産省が 20 歳から 69 歳までの個人を特定した郵送方式によるアンケート調査の結果により測っ

ているが、農林漁業体験の経験の設問には、回答者の家族の経験を含めて回答することになっている。分母は回答者本人であるが、分子は回答者本人とその家族となっているため、分母と分子が対応しておらず、割合が膨らんでいると考えられる。

(農林漁業体験を促進するための取組)

調査した7地方農政局等における農林漁業体験を促進するための取組の状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 活性化プロジェクト交付金により実施されている「地域間交流拠点の整備」の中で、「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」の整備が事業として実施されている。
- ② 共生・対流交付金等により実施されている「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、小学生に1学年単位の規模で農山漁村体験をさせるものであり、平成20年度から25年度までに155の受入モデル地域において、累計で約15万人の児童が体験を行っている。
- ③ 消費・安全対策交付金により実施されている「日本型食生活の普及促進」の中で、農作業等体験機会の提供が事業として実施されている。

エ 食の安全に関する取組の状況

(食の安全に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」（平成27年度までに90%以上）を目標としており、その達成状況は、26年度で70.1%となっている。

調査した27都道府県のうち23都道府県が、目標に関するデータを保有していない（7都道府県）、目標中の「食品の安全性」の定義が曖昧で目標設定に困難を感じる（4都道府県）などといった理由から、この目標を都道府県食育推進計画に取り入れていない。

（食の安全に関するリスクコミュニケーション）

消費者庁は、この目標に関連する施策として、食の安全に関するリスクコミュニケーションを実施しており、その効果を意見交換会参加者の理解度（アンケート調査結果）で測っている。

2 意見

(1) 都道府県の目標設定の支援

国と都道府県が一体となって食育を推進していくため、国の目標について、都道府県に対してできるだけ丁寧な説明を行い、情報を提供していくなど、都道府県が国と連携した目標の設定を検討することを支援することが適当である。

(内閣府)

(2) 望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応

食育を国民運動として推進しはじめてから 10 年が経過したが、食生活を重視しない人の存在など生活スタイルの変化や一人暮らし高齢者の増加など家族の状況も様々になってきている。こうした様々な状況へ対応した食育を推進していくことが適当である。

(内閣府)

(3) 栄養教諭制度の効果の把握等

子どもに対する食育については、保護者を始め、担任など様々な場面で子どもの指導に関わっている者が一体的に進めているものであるが、その中で栄養教諭は学校における食育の中核を担っていることから、栄養教諭等の配置による効果を把握することが適当である。

また、食に関する指導に係る全体計画については、ほぼ全ての学校において作成されており、学校における食に関する指導をより充実させるためにも、全体計画の評価の実施について指導することが適当である。

さらに、食生活学習教材については、更に学校現場の意見を反映させた内容の充実を図り、その利用を促進することが適当である。

(文部科学省)

(4) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第2次基本計画における目標の見直し並びに糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業の効果の把握

第2次基本計画の目標である「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合」については、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を含む生活習慣病全般の予防や改善のための食育の推進状況が適切に測れるよう、目標を見直すことが適当である。

（内閣府・厚生労働省）

また、糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業は、事業の内容や規模とは釣り合わない大きな目標に照らして評価されているため、中間段階での指標や具体的な活動実績に基づき、事業の効果を把握することが適当である。その際、少額の事業が多いことを踏まえ、評価のために過度の作業負担が伴わないよう評価手法を検討することが適当である。

（厚生労働省）

(5) 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標の測定値の把握方法等の見直し

第2次基本計画の目標である「農林漁業体験を経験した国民の割合」については、測定値の把握方法その他適切な見直しを行うことが適当である。

（農林水産省）